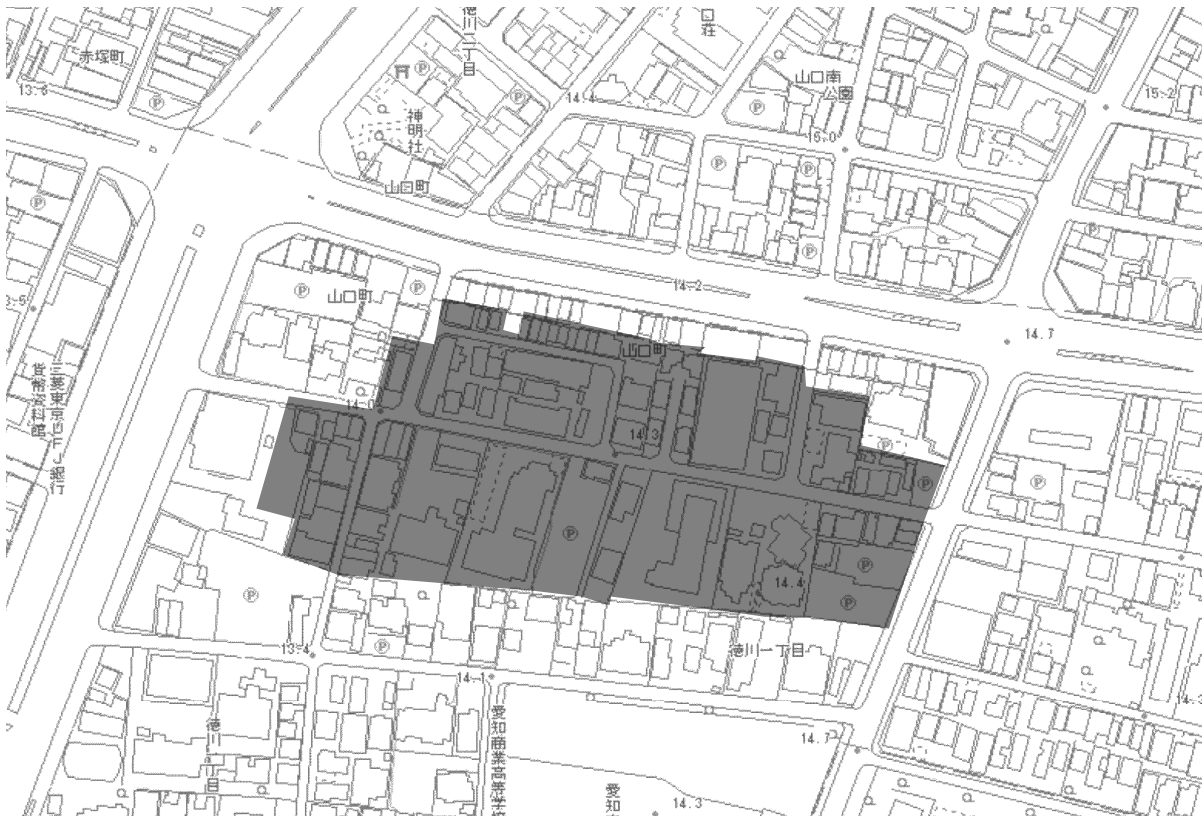


徳川一丁目ノ町地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 東区徳川一丁目

【最初の認可】 平成元年6月8日 【最近の認可年月日】 令和元年6月17日 【認可番号】 31指令住建指第42号

【有効期間】 令和6年6月17日 より 5年間

【用途地域】 第二種住居地域、商業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の階数は地階を除き6以下とする。
- 2 敷地面積900㎡以上で、高さ12mを超える建築物の外壁の壁面後退は、敷地境界線から2m以上とする。
- 3 共同住宅、寄宿舍、寮等においては、原則として住戸数の100%を超える駐車場を確保する。
- 4 次の用途の建築物の建築及びそれらの用途への変更を禁止する。
 - ①風俗営業・店舗型性風俗特殊営業
 - ②ワンルームマンション
 - ③酒類提供飲食店(大衆酒場、スナック、バー等)
- 5 建築物の形態、意匠及び色彩は健全な住宅地にふさわしいものとする。
- 6 敷地内の空地は、周囲の環境との調和を図って、手入れの十分に行き届いた緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。